

事故発生の防止及び発生時の対応指針

1. 事故発生対策の基本方針

社会福祉法人桜井の里福祉会は、各事業所における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進するために、「事故発生の防止及び発生時の対応」に関する指針を定め、組織的な安全対策体制を整備し以下のとおり実施する。

2. 事故発生防止のための基本的考え方

- ①入居者・利用者の個人の尊厳の保持を第一とし、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なサービスを提供していく。
- ②リスクの把握、分析、評価、対応というプロセスを通して、入居者・利用者の安全と生活の質を確保することに加え、人権の尊重を実践し、法人のリスクマネジメントに関する体制の整備を行う。
- ③事故マニュアルの内容については、管理者及び職員に周知、理解を促す。

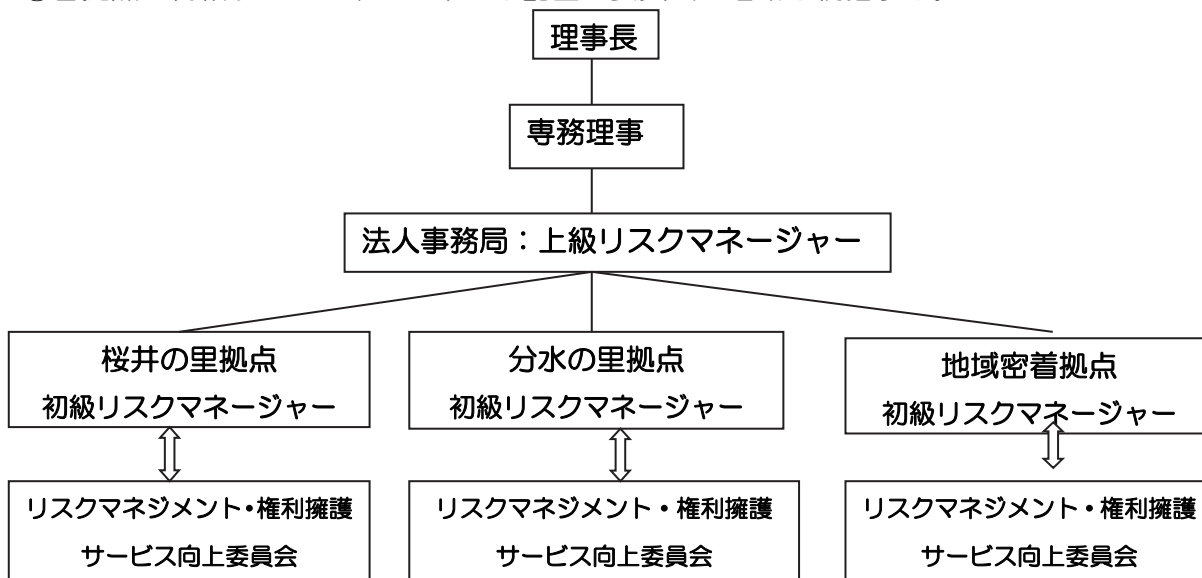
3. 「事故」と「ヒヤリ」の定義

- ①「事故」：原則、起きてしまった事が事故（受傷の有無関係なく）ヒヤリ・ハットかと迷うものは事故として捉えている。
- ②「ヒヤリ・ハット」：未然に防げたものがヒヤリ・ハット。将来、起こり得る事故の予防を目的とし、事故に至る前に課題を見つけて大きな事故を未然に防ぐものとする。

4. 事故発生防止の組織体制

(1) 法人における安全管理（リスクマネジメント）体制

- ①法人事務局内に事故等対策委員会（上級リスクマネージャー配置）を設置する。
- ②各拠点に初級リスクマネージャーを配置し委員会の活動を統括する。



(2) 委員会の設置

- ①各拠点単位でリスクマネジメント・権利擁護・サービス向上委員会を設置し、各事業所の職員により構成される。

(3) 委員会の目的

- ①各施設・事業内での事故を未然に防ぐと、起こった事故等に対しは入居者・利用者にもその後の経過対応が速やかに行われ、最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設・事業所内で取り組む。

(4) 委員会の構成委員

- ①拠点の初級リスクマネージャーを責任者とし、各拠点事業所・部署より選任する。

(5) 委員会の開催

- ①毎月1回定期的に拠点ごとで開催し、必要に応じて随時開催する。

(6) 委員会の役割

- ①事故・ヒヤリハットの集計、情報収集、分析評価、データ管理を行う。
- ②年間データを取り、各部署での事故・ヒヤリの傾向を把握し、対策をたてる。
- ③各部署において、委員が中心となり、事故・ヒヤリハットのデータの周知を行い、改善策を部署内で検討していく。
- ④危険予知回避能力に関する自己チェック表を使用し、毎年2回危険予知の自己チェックを行い、その結果を集計、分析する。
- ⑤毎月の事故発生の報告集計、分析結果を運営会議に報告する。

(7) 改善策の周知徹底

- ①各拠点の運営会議等で報告された自己内容について協議し、再発防止のための取組みを行う。
- ②特に重大事故発生については、法人全体で共有し更なる防止策について協議する。

5. 事故発生防止のための職員研修

- ①全職員に対し、事故発生防止の基本的内容等、適切な知識の習得、安全管理の徹底を図るために年2回の研修を実施する。
- ②新採用職員に対してもリスクマネジメント研修を採用時に行う。

6. 事故発生時の対応に関する考え方

- 入居者・利用者の事を第一に考えること
- 誠意をもった対応をすること

(1) 事故発生時の対応

- ①『事故発生』⇒『利用者への対応』⇒『家族への事実連絡』⇒『管理者への報告』
⇒「法人への報告」(過失の度合いによっては管理者が自宅に伺う)の順で行う。
- ②事故発生後、事故検証を行い(その日に関わった職員で具体的に)、事故報告書に記入する(誰がどう関わったか、どのように報告し誰がどう答えたか等)。また、後日家族への経過報告や様子伺いを行う。(まず、翌日。定期的なフォロー を行っていく)
- ③事故発生時には各々の入居者や利用者の主治医、ご家族と速やかに協議し、必要な措置を講

ずる。緊急必要と認められる場合には、職員の判断で救急外来での受診、救急車手配を行う。

- ④重大な事故に関しては保険者に報告を行う。
- ⑤事故発生時の連絡体制、対応方法についてはマニュアルの「緊急時の対応について」に沿って、適切な対応を行う。
- ⑥事故によって施設・事業所が賠償責任を負った場合は加入している「社会福祉施設総合保険」より対応する。

(2) 事故・ヒヤリハットの報告方法

- ①事故やヒヤリハットが起こった場合に、別紙の事故報告書、ヒヤリハット報告書を使用し管理者へ報告する。
- ②事故報告書の改善策については、後日評価を行い必要であれば見直しを行う。

7. 入所者等に対する当該指針の閲覧について

- ①入居者・利用者やご家族の求めに応じていつでも閲覧できるように公表する。
- ②法人ホームページ上において開示し閲覧できるようにする。

8. 事故発生防止の推進について

- 入居者・利用者の事を第一に考えること。
- 誠意をもった対応をすること

- ①上記を基に、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発すると共に、当該指針に基づき安全管理の徹底をおこなう。
- ②重大事故に関しては、事例を基にした対策をマニュアルとして活用していく。

附 則

- この指針は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する
- この指針は、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。
- この指針は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。